

第4期特定健康診査等実施計画

令和6年3月

野 田 村

目 次

序章 計画策定にあたって	1
1 背景及び趣旨	1
2 特定健康診査・特定保健指導の対象となる生活習慣病	1
3 計画の性格	1
4 計画の期間	2
5 野田村国民健康保険における現状	3
(1) 特定健康診査等の対象者	3
(2) 基本健康診査の現状	3
(3) 医療費の状況	4
第1章 達成しようとする目標	5
1 目標の設定	5
2 野田村国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の目標値	5
(1) 目標値	5
(2) 実施予定者数	5
第2章 特定健康診査・特定保健指導の実施方法	5
1 特定健康診査	5
(1) 実施場所	5
(2) 実施項目	5
(3) 実施時期	6
(4) 委託の有無	6
(5) 受診方法	6
(6) 周知・案内方法	6
(7) 特定健康診査データの保管及び管理方法	6
2 特定保健指導	7
(1) 実施場所	7
(2) 実施内容	7
(3) 実施時期	7
(4) 委託の有無	7
(5) 指導方法	7
(6) 周知・案内方法	7
(7) 特定保健指導データの保管及び管理方法	7
(8) 特定保健指導対象者の選出（重点化）の方法	8

第3章 個人情報の保護・・・・・・・・・・・・・・・・	8
第4章 特定健康診査等実施計画の公表・周知・・・・・・・・	8
第5章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し・・・・・・・・	9
第6章 その他・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(別添) 受診券・利用券・・・・・・・・	10
(資料) 特定保健指導対象者区分等・・・・・・・・	14

序 章 計画策定にあたって

1 背景及び趣旨

特定健診・保健指導は、平成 20 年度から「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療保険者に対して、40 歳以上 75 歳未満の被保険者を対象として実施が義務づけられており、運動・食事・喫煙などに関する不適切な生活習慣が引き金となる肥満、脂質異常、血糖高値、血糖高値から起こる虚血性心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の発症・重症化を予防し、医療費を適正化するために実施する保健事業です。

特に特定保健指導は、保険者が健診結果により内臓脂肪の蓄積に起因する糖尿病等のリスクに応じて対象者を選定し、対象者自らが健康状態を自覚し、生活習慣改善の必要性を理解したうえで実践につなげられるよう、専門職が個別に介入するものであり、加入者の健康の保持・向上や医療費適正化等の観点から、保険者にとって極めて重要な保険者機能であり、実施率の更なる向上が求められています。

本計画は、野田村国民健康保険に加入する被保険者に対して実施する特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものです。

2 特定健康診査・特定保健指導の対象となる生活習慣病

特定健康診査・特定保健指導の対象となる生活習慣病は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の該当者・予備群となります。

糖尿病をはじめとする生活習慣病は、内臓肥満型脂肪を起因として起こる場合が多いため、該当者・予備群に対して、運動や食事などの適切な指導を行い、行動変容を促し、肥満を解消することで生活習慣病の発症リスクを低減することが可能となります。

※内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）とは

内臓の周りに脂肪がたまる肥満（内臓脂肪型肥満）に加えて、高血圧、高血糖、脂質異常のうち、2つ以上の所見を持っている状態のこと。

3 計画の性格

本計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律第 18 条 特定健康診査等基本指針」に基づき、野田村国民健康保険が策定する計画であり、岩手県医療費適正化計画等と十分な整合性を図るとともに、健康増進法第 9 条に規定する健康診査等指針に定める内容に留意する必要があります。

野田村は、野田村総合計画基本構想に基づき、平成 28 年度に「第 2 次健康のだ 21 プラン」を策定し、「豊かな自然の中で地域で支え合い、自分らしさを大切にしながらより良い生活ができる健康なむらづくり」を基本理念とし、施策を実施しています。

この特定健康診査等実施計画は、第 2 次健康のだ 21 プラン及び第 3 期野田村国民健康保険保健事業実施計画（データヘルス計画）等との整合性を図りながら実施していくこととします。

4 計画の期間

本計画は、「高齢者の医療の確保に関する法律」第 19 条第 1 項の規定に基づき、6 年を一期とし、6 年ごとに見直しを行います。

よって、第 4 期の計画期間は、令和 6 年度から令和 11 年度までとします。

5 野田村国民健康保険における現状

(1) 特定健康診査等の対象者

野田村の人口は、令和5年4月1日現在で4,002人、このうち、国民健康保険の被保険者は、1,049人となっています。

また、特定健康診査及び特定保健指導の対象となる40歳以上75歳未満の被保険者は、855人で全体の約81.5%を占めています。

ただし、次に該当する者は対象から除くこととするため、対象者の適切な把握に努めます。

ア 妊産婦

イ 刑事施設・労役場その他これらに準ずる施設に拘禁されている者

ウ 国内に住所を有しない者

エ 病院または診療所に6か月以上継続して入院している者

オ 高齢者の医療の確保に関する法律第55条第1項第2号から第5号までに規定する施設(障害者支援施設、のぞみ園の設置する施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等介護保険施設)に入所または入居している者

(2) 基本健康診査の現状

ア 令和4年度特定健康診査の受診状況 受診率：40.0%

年齢区分別の受診状況は、以下のとおりです。

年齢区分	男 性	女 性	合 計
40－44	25.0%	25.0%	25.0%
45－49	44.0%	17.6%	39.6%
50－54	24.4%	30.0%	26.8%
55－59	25.8%	41.4%	36.7%
60－64	27.8%	36.8%	34.2%
65－69	39.8%	44.9%	46.1%
70－74	46.0%	50.7%	49.1%

イ 第3期計画の目標値と実績値の比較 (上段：実績値、下段：目標値)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
特定健診受診率	37.8% (35%)	37.1% (40%)	38.0% (45%)	38.2% (50%)	40.0% (55%)
特定保健指導実施率	25.5% (25%)	38.1% (30%)	50.0% (35%)	46.5% (40%)	31.1% (45%)

ウ 目標値の達成状況

第3期計画で設定した特定健診の受診率は、平成30年度に上回ったものの、受診者固定化の傾向が見られます。

国が設定した令和5年度の目標値は市町村国保で60%以上の受診率とされていますが、達成されていない保険者が多く存在し、引き続き受診率向上への取組が必要な状況となっています。

(3) 医療費の状況

野田村の令和4年度の国民健康保険の保険給付額は、約282,092千円で、一人当たりの費用額は363千円となっており、1人当たりの費用額が多くなる傾向が続いています。

また、健診受診者か未受診者かでひとりの費用額を比較すると、健診受診者が約297千円であったのに対し、未受診者は約581千円となっており、未受診者は約2倍の医療費がかかっていることが分かります。

第1章 達成しようとする目標

1 目標の設定

第3期計画において目標値とした特定健康診査受診率を60%、特定保健指導実施率を45%が達成されていないことから、国から示された市町村国保の目標値を踏まえ、令和11年度までに達成することを再度、目標値として設定します。

2 野田村国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の目標値

(1) 目標値

野田村国民健康保険における目標値を以下のとおり設定します。

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
特定健診受診率	35%	40%	45%	50%	55%	60%
特定保健指導実施率	35%	40%	45%	50%	55%	60%

(2) 実施予定者数

平成30年度から平成35年度までの特定健康診査及び特定保健指導の実施予定者数について、国民健康保険加入被保険者数の伸び率を参考に以下のとおり推計します。

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
特定健診	357人	399人	439人	477人	513人	547人
特定保健指導	15人	17人	19人	21人	22人	23人

第2章 特定健康診査・特定保健指導の実施方法

1 特定健康診査

(1) 実施場所

村内地区公民館及び村保健センター等で実施します。

(2) 実施項目

実施項目は、以下のとおり、原則として、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準等により、次の項目を健診項目とします。

また、糖尿病性腎症の重症化予防を推進するため、「血清クレアチニン検査」を追加します。

ア 基本的な健診項目

(ア) 質問項目

(イ) 身体計測（身長、体重、BMI、腹囲（内臓脂肪面積））

(ウ) 理学的検査（身体診察）

(エ) 血圧測定、血液化学検査（中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール）

(オ) 肝機能検査（AST (GOT)、ALT (GPT)、 γ -GT (γ -GTP))

(カ) 血糖検査（空腹時血糖及びHbA1c）

(キ) 尿検査（尿糖、尿蛋白）

イ 詳細な健診の項目

(ア) 心電図検査

(イ) 眼底検査

(ウ) 貧血検査

(エ) 血清クレアチニン検査

ウ その他

歯科口腔の保健指導や受診勧奨のきっかけとするため、第3期計画において質問票に「食事をかんで食べるときの状態」に関する項目を追加しています。

(3) 実施時期

	実施期間	対象
9月	5日間	
1月	1日間	9月の未受診者

(4) 委託の有無

岩手県予防医学協会への委託により実施します。

(5) 受診方法

別に定める期日に受診券（別添参照）を持参の上、別に定めた場所で受診します。

上記期間内に受診できなかった者は、その後に設定される再受診受付期間内に受診するものとします。

(6) 周知・案内方法

ア 健診の案内・周知

特定健診対象者に受診券（別添参照）を送付します。なお、広報、村のカレンダー等に掲載の上、周知を図ります。

また、特定健診の有効性についての周知を図ります。

イ 健診結果

健診結果については、受診者全員に対し、結果票を送付します。

(7) 特定健康診査データの保管及び管理方法

特定健康診査データは、原則として特定健康診査を受託する健診機関が、国の定める電子的標準様式により、岩手県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）に提出します。

なお、事業主健診等他の健診を受診した者から収集した特定健康診査の結果データ

ータについては、村が国保連にデータを提出します。
特定健康診査に関するデータは、原則5年間保存とし、国保連に管理及び保管を受託します。

2 特定保健指導

(1) 実施場所

村が別に定める場所等で実施します。

(2) 実施内容

特定保健指導とは、対象者の生活を基盤とし、対象者が自らの生活習慣の課題に気づき、健康的な行動変容の方向性を自らが導き出せるよう支援するため、健康課題や優先順位を対象者と共に考え、実行可能な行動目標を立てられるよう支援できるプログラムを開発し、個別面接や小集団のグループワーク等を活用し行動変容のきっかけづくりを行うことです。

なお、特定保健指導プログラムは、対象者の保健指導の必要性ごとに「動機付け支援」、「積極的支援」に区別されますが、各保健指導プログラムの目標を明確化した上で、サービスを提供する必要があります。

また、特定保健指導の実施に当たっては、保健師等が中心となって、必要に応じ医療機関（医師、管理栄養士等）と連携を図りながら、対象者が参加しやすい条件を整えつつ実施します。

(3) 実施時期

特定保健指導は、特定健診の結果に基づき、対象者が決まり次第随時実施します。

ただし、当該年度における特定保健指導対象者への特定保健指導は、特定健康診査受診後一定期間経過後から当該年度末までに着手するものとします。

(4) 委託の有無

特定保健指導は、村が直接実施します。

(5) 指導方法

指定された期間内に指定された場所で、指導利用券（別添参照）を持参の上、指導を行います。

原則として、特定保健指導に係る本人負担は無料とします。

(6) 周知・案内方法

特定保健指導の対象者ごとに、指導利用券を送付します。なお、広報等に掲載の上、周知を図ります。

また、各種チラシ等で特定保健指導の必要性等について意識啓発を図ります。

(7) 特定保健指導データの保管及び管理方法

特定保健指導のデータは、村が、国の定める電子的標準様式により、国保連へ

データを提出します。

特定保健指導に関するデータは、原則 5 年間保存とし、国保連に管理及び保管を委託します。

(8) 特定保健指導対象者の選出（重点化）の方法

特定保健指導は、原則としてすべての対象者に実施することになりますが、対象者数が当初予定を超えた場合については、予防効果が多く期待できる層を優先的に実施するという観点から、以下の基準に基づき対象者の選出を行うものとします。

ア 年齢が若い者

イ 健診結果が前年度と比較して悪化し、健診結果の保健指導レベルが前年度より高くなり、より緻密な保健指導を必要とする者

ウ 質問票の回答により、生活習慣改善の必要性が高いと認められた者

エ 前年度、積極的支援または動機付け支援の対象者でありながら、保健指導を受けなかった者

第 3 章 個人情報保護

特定健康診査及び特定保健指導で得られる健康情報等の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法律を踏まえた対応を行うとともに、野田村個人情報の保護に関する条例を遵守します。

また、特定健康診査及び特定保健指導を受託した事業者についても、同様の取り扱いとするとともに、業務によって知り得た情報については、守秘義務を徹底し、業務終了後も同様とします。

さらに、個人情報の管理（書類の紛失・盗難等）にも十分留意するものとし、これらを取り扱う者に対して、その内容の周知を図ります。

第 4 章 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、高齢者の医療の確保に関する法律第 19 条第 3 項「保険者は、特定健康診査等実施計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない」に基づき広報、村ホームページ等に掲載します。

また、行政連絡員・保健推進員等を通じて、特定健康診査の目的等の周知を図り、特定健康診査及び特定保健指導の受診を推奨していきます。

第5章 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画については、野田村国民健康保険運営協議会において進行管理及び評価・見直しを行うものとします。

評価は、「特定健康診査・特定保健指導」の成果について行うものであり、有病者や予備群の数、生活習慣病関連の医療費の推移などが評価項目となります。

なお、成果が数値データとして現れるのは数年後になることが想定されるため、健診結果や生活習慣の改善状況など、短期間で評価ができる事項についても評価を行っていきます。

第6章 その他

特定健康診査の実施に当たっては、介護保険法による65歳以上の高齢者を対象とした「生活機能評価」について同時実施に努めるとともに、村で実施する各種がん検診等、村民の利便性を考慮しながら実施することとします。

また、野田村国民健康保険被保険者以外の者等に対して特定健康診査及び特定保健指導については、今後の各保険者の状況等を加味しつつ対応を図るものとします。

〒***-**** 岩手県九戸郡野田村 様

(修正記入欄) 〒

特定健康診査受診上の注意事項

- 1 受診券の交付を受けたときは、すぐ、上記の住所欄に変更がある場合、ご自宅の住所を自署して下さい。(特定健康診査受診結果等の送付に用います。)
- 2 特定健康診査を受診するときには、受診券と被保険者証を窓口へ提出してください。どちらか一方だけでは受診できません。
- 3 特定健康診査は受診券に記載してある有効期限内に受診してください。
- 4 特定健康診査受診結果は、受診者本人に対して通知するとともに、保険者等において保存し、必要に応じ、保健指導等に活用しますので、ご了承の上、受診願います。また、この券で受診する追加項目、その他(人間ドック)健診についても同様です。
- 5 健診結果のデータファイルは、決裁代行機関で点検されることがある他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますので、ご了承の上、受診願います。
- 6 被保険者の資格がなくなった時には、この券を使用しての受診はできません。速やかにこの券を保険者等にお返してください。
- 7 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受けることもあります。
- 8 この券の記載事項に変更があった場合は、すぐに保険者等に差し出して訂正を受けてください。
- 9 健診結果のデータファイルは、匿名化され、部分的に岩手県の医療費適正化計画等を評価するための参考資料として活用することがありますので、ご了承ください。

(別添)

特定健康診査受診券

令和 XX 年 XX 月 XX 日 交付

受診券整理番号	
氏名	(カタカナ表記)
性別	
生年月日	(和暦表記)
有効期限	

健診内容			実施 形態	実施 項目	窓口の自己負担		保険者負担 上 限 額
					負担額	負担率	
特 定 健 診	基本項目		個別				
			集団				
	詳細項目※		個別				
			集団				
そ の 他	追加項目		個別				
			集団				
	生活 機能 評価	チェック	個別				
			集団				
		検査	個別				
			集団				
人間ドック		個別					
		集団					

※詳細項目は基本項目の結果により、医師の判断で実施

保 険 者 等	所在地							
	電話番号							
	番号							
	名称							

印

契約とりまとめ機関名	
支払代行機関番号	
支払代行機関名	

〒

特定保健指導利用上の注意事項

- 1 特定保健指導を利用するときには、利用券と被保険者証を窓口の提出してください。どちらか一方だけでは利用できません。
- 2 医療機関に受診中の場合、主治医に特定保健指導を受けてもよいかどうかを確認してください。
- 3 特定保健指導は利用券に記載してある有効期限内に利用してください。
- 4 窓口での自己負担は、原則、特定保健指導開始時に全額をお支払いいただく
ただし、全額徴収できない場合は、次回利用時に以降にお支払い
します。なお、全額徴収できない場合は、次回利用時に以降にお支払い
します。
- 5 特定保健指導の実施結果は保険者等において保存し、必要に応じ、次
年度以降の保健指導等に活用しますので、ご了承の上、受診願います。
- 6 保健指導結果のデータファイルは、決裁代行機関で点検されることがあ
る他、国への実施結果報告として匿名化され、部分的に提出されますの
で、ご了承の上、受診願います。
- 7 被保険者の資格がなくなった時には、この券を使用しての利用はできま
せん。速やかにこの券を保険者等にお返してください。
- 8 不正にこの券を使用した者は、刑法により詐欺罪として懲役の処分を受
けることもあります。
- 9 この券の記載事項に変更があった場合は、すぐに保険者等に差し出し
て訂正を受けてください。
- 10 特定保健指導結果のデータファイルは、匿名化され、部分的に岩手県の
医療費適正化計画等を評価するための参考資料として活用することがあ
りますのでご了承ください。

特定保健指導利用券

令和 XX 年 XX 月 XX 日 交付

利用券整理番号	
受診券整理番号	
氏名	(カタカナ表記)
性別	
生年月日	(和暦表記)

有効期限	
------	--

特定保健指導区分	窓口の自己負担※		保険者負担 上 限 額
	負担額	負担率	

※原則、特定保健指導開始時に全額徴収

保 険 者 等	所在地							
	電話番号							
	番号							
	名称							

印

契約とりまとめ機関名	
支払代行機関番号	
支払代行機関名	

資料

〈特定保健指導〉

1 対象者

腹 囲	追加リスク	④喫煙歴	対 象	
	①血糖 ②脂質 ③血圧		40-64 歳	65-74 歳
≥85 (男性)	2 つ以上該当	あり なし	積極的支援	動機付け支援
≥90 (女性)	1 つ該当			
上記以外で BMI ≥ 25	3 つ該当	あり なし	積極的支援	動機付け支援
	2 つ該当			
	1 つ該当			

血糖：空腹時血糖 100mg/dl 以上またはヘモグロビン A1c5.6%以上 (GNSP 値)

脂質：空腹時中性脂肪 150mg/dl 以上または随時中性脂肪 175mg/dl 以上または HDL コレステロール 40mg/dl 以下

血圧：収縮期血圧 130mmHg 以上または拡張期血圧 85mmHg 以上

※ 受診勧奨判定値を超えている者でも服薬・受療を行っていない者は特定保健指導の対象となる。医療保険者は、結果データに基づき特定保健指導を勧めるか、受療を勧めるかを判断する必要がある。

※ 服薬・受療中（糖尿病・高血圧・脂質異常症）のものは除外できる。（健診質問票より）

※ 糖尿病・高血圧・脂質異常症以外の疾病で受療中のものや、当該疾病でも服薬をしていない者は特定保健指導の対象となる。

2 指導内容

(1) 動機づけ支援：原則 1 回の支援

ア 支援形態… 1 回あたり 20 分以上の個別支援または 1 グループ（8 人以下）あたり 80 分以上のグループワーク

イ 6 か月後の実績評価は面接または通信により行う。

(2) 積極的支援：初回に面接による支援と、以後、3 か月以上の継続的な支援

ア 3 か月以上の継続的な支援の具体的内容

アウトカム（結果）評価とプロセス（過程）評価を合計し、180 ポイント(p)以上の支援を実施することを条件とする。ただし、2 年連続して積極的支援に該当した対象者のうち、1 年目に比べ 2 年目の状態が改善している者については、動機付け支援相当の支援として 180p 未満でも特定保健指導を実施したこととなる。

アウトカム評価	腹囲 2.0cm 以上かつ 体重 2.0 kg 以上減少※		180p
	腹囲 1.0cm 以上かつ 体重 1.0 kg 以上減少		20p
	食習慣の改善		20p
	運動習慣の改善		20p
	喫煙習慣の改善		30p
	休養習慣の改善		20p
	その他の生活習慣の改善		20p
プロセス評価	支援 種別	個別支援	支援 1 回当たり 70p 支援 1 回当たり最低 10 分間以上
		グループ支援	支援 1 回当たり 70p 支援 1 回当たり最低 40 分間以上
		電話	支援 1 回当たり 30p 支援 1 回当たり最低 5 分間以上
		電子メール等	支援 1 往復当たり 30p 1 往復＝特定保健指導実施者と積極的支援対象者の間で支援に必要な情報の共有を図ることにより支援を完了したと当該特定保健指導実施者が判断するまで、電子メール等を通じて支援に必要な情報のやりとりを行うことをいう。
	早期 実施	健診当日の 初回面接	20p
		健診後 1 週間以内 の初回面接	10p

※当該年度の特定健康診査の結果に比べて腹囲 2.0cm 以上かつ体重 2.0 kg 以上減少している場合
(または当該年度の健診時の体重の値に、0.024 を乗じた体重(kg) 以上かつ同体重(kg) と同じ値
の腹囲(cm) 以上減少している場合)

支援の内容は、

- ・積極的支援対象者の過去の生活習慣及び行動計画の実施状況を踏まえ、積極的支援対象者の必要性に応じた支援をすること。
- ・食事、運動等の生活習慣の改善に必要な事項について実践的な指導をすること。
- ・進捗状況に関する評価として、積極的支援対象者が実践している取組内容及びその結果についての評価を行い、必要があると認めるときは、行動目標及び行動計画の再設定を行うこと。
- ・行動計画の実施状況について記載したものの提出を受け、それらの記載に基

づいて支援を行うこと。

同日に複数の支援を行った場合、いずれか一つの支援のみのポイントの算定対象とすること。また、同日に同一の支援を複数回行った場合であっても、ポイントの算定対象となるのは1回の支援のみであること。

特定保健指導と直接関係のない情報のやりとりは、ポイントの算定対象としないこと。

電話、メール支援の行うに当たり、行動計画の作成及び提出を依頼するためのやりとりはポイントの算定対象としない。

アウトカム評価の評価時期は、初回面接から3か月以上経過後の実績評価時とする。

イ 実績評価は面接または通信により行う。